

「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」 に基づく不正使用防止の責任体制及び推進体制図の公表について

本学は、「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」（令和4年4月1日施行）の第7条及び第25条に基づき、本学の公的研究費の不正使用防止を推進する責任体制及び推進体制図を下記のとおり公表します。

○最高管理責任者

- ・職 名： 学長
- ・責任と権限： 福岡工業大学及び福岡工業大学短期大学部の運営・管理における最終責任を負う最高管理責任者として本学全体の公的研究費の不正使用防止の取組を推進します。具体的には、様々な啓発活動を定期的に行い、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知し、職員等への不正防止の意識の向上と浸透を図るとともに、以下の統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正使用防止対策に関する運営・管理が行えるよう、必要な措置を講じます。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者から当該年度の不正防止に関する取組状況等について報告を求め、その進捗を把握するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

○統括管理責任者

- ・職 名： 総合研究機構長
- ・責任と権限： 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正使用防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとして本学の公的研究費の不正使用防止の推進に取組みます。具体的には、最高管理責任者の定める基本方針のもと、組織横断的な視点で不正使用防止にかかる具体的対策の策定や実施、実施状況の把握を行うとともに、適宜、最高管理責任者に報告を行います。

○コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）

- ・職 名： 部局等の長
(工学部長、情報工学部長、社会環境学部長、工学研究科長、社会環境学科長、
教養力育成センター長、総合研究機構長（総合研究機構の長としての役割）、
短期大学部情報メディア学科長、法人事務局長)
- ・責任と権限： 各部局における公的研究費の不正使用防止について実質的な責任と権限を持つものとして、不正使用防止の推進に取組みます。具体的には、統括管理責任者の指示のもと、掌理する部局等における不正使用防止対策の実施及び実施状況の確認、職員等に対する不正使用防止のための教育の実施及び受講状況の管理監督、職員等が適切に公的研究費の執行管理を行っているかのモニタリング等を実施し、必要に応じて改善指導を行います。また、「福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」の第7条に基づく研究倫理教育責任者も兼ねることとし、

不正使用防止のための教育と同様、部局内における研究者倫理に関する教育の実施及び受講状況の管理監督を行います。

公的研究費の適正な運営・管理に関する体制図

